

議案第三十四号

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の旅費に関する条例（昭和二十六年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第八号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第二項中「その」を「、その」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等に取り扱うため、本案を提出いたします。